

◎新潟県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県妙高市大字猿橋字寺屋敷1547の1・1547の5・1549の丑1・字外之田1551の1（以上4筆について次の図の示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）